

阿南工業高等専門学校受託研究取扱細則

(平成17年2月24日)

(細則第21号)

(趣旨)

第1条 この細則は、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則（以下「規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則取扱運営要領に基づき、阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）における受託研究の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において「受託研究」とは、独立行政法人国立高等専門学校機構以外の者から委託を受けて本校の業務として行う研究で、これに要する経費を委託者（当該研究を委託する者をいう。以下同じ。）が負担するものをいう。

(受入れの原則)

第3条 受託研究は、独立行政法人国立高等専門学校機構法第3条に規定する機構の目的に沿ったものであり、本校の教育研究上有意義で、かつ、本来の教育研究に支障を生じることがないと認められる場合に行うものとする。

(受入れの条件)

第4条 受託研究の受入れの条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。
 - (2) 受託研究の結果、知的財産権等の権利が生じた場合には、これを無償で使用させ、又は譲与することはできないこと。
 - (3) 受託研究に要する経費により取得した設備等は返還しないこと。
 - (4) やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本校はその責を負わず、また、原則として受託研究に要する経費を委託者に返還しないこと。ただし、特に必要があると認める場合には、不用となった経費の額の範囲内において、その全部又は一部を返還することがあること。
 - (5) 委託者は、受託研究に要する経費を、原則として当該研究の開始前に納付すること。
- 2 前項各号に定めるもののほか、校長が特に必要と認める場合は、別に条件を付すことができる。
- 3 校長は、第1項第2号、第3号、第4号及び第5号の条件については、委託者が国の機関（国以外の団体等で国からの補助金等を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。）若しくは特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人又は地方公共団体である場合には、これを付さないことができる。

(受託研究に要する費用)

第5条 次の各号の一に該当する場合は、委託者が負担する受託研究に要する費用のうち、謝金、旅費、消耗品費及び設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費（以下「直接経費」という。）以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）及び受託料を免除することができる。

- (1) 委託者が国の機関（国以外の団体等で国からの補助金等を受け、その再委託により

研究を委託することが明確なものを含む。)若しくは特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人又は地方公共団体である場合

(2) 当該研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益の増進に著しく寄与するものと期待されるもの

(3) 競争的資金による研究費のうち、当該研究費に係る間接経費が措置されていない場合

2 間接経費の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構間接経費取扱規則によるものとする。

3 受託料は、当該受託研究の困難度に応じ、次の各号に掲げる金額とする。ただし、委託者の資力に応じて、減額することができる。

一 困難度が普通の場合は、1カ月につき1万円

二 困難度が高い場合は、1カ月につき2万円

三 困難度が極めて高い場合は、1カ月につき3万円

(受入れの決定及び手続等)

第6条 受託研究の申込みをしようとする者は、校長に受託研究申込書(別紙様式1)を提出しなければならない。

2 委託者は、前項の申込みを行う場合は、あらかじめ当該研究を担当する教員(以下「研究担当者」という。)と受託研究の内容について、協議を行うものとする。

3 校長は、第1項の申込みがあったときは、地域連携・テクノセンター委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て、受入れの決定を行うものとする。

4 校長は、受託研究の受入れを決定したときは、受託研究受入決定通知書(別紙様式2)により委託者、契約担当役及び研究担当者に通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 契約担当役は、前条第4項の通知に基づき、委託者と受託研究契約を締結するものとする。

(研究の中止又は期間の延長等)

第8条 研究担当者は、天災その他やむを得ない事由により当該研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、直ちに受託研究中止・期間延長承認申請書(別紙様式3)により校長に申し出るものとする。

2 校長は、前項の申し出があったときは、委員会の審議を経て、受託研究の中止又は期間の延長を決定するものとする。

3 校長は、第2項の決定をしたときは、受託研究中止・期間延長決定通知書(別紙様式4)により委託者、契約担当役及び研究担当者に通知するものとする。

4 契約担当役は第3項の通知に基づき、委託者と変更契約を締結するものとする。

(研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱)

第9条 受託研究を完了し、又は中止した場合において、第5条の規定により既納された研究経費の額に不用が生じたときは、不用となった経費の額の範囲内において、その全部又は一部を返還することができる。

2 研究期間の延長により既納された研究経費に不足が生じる場合は、委託者と協議の上、これを決定するものとする。

(知的財産権の取扱)

第10条 受託研究の結果生じた発明に係る知的財産権の取扱いは、規則及び独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産権取扱規則の定めるところによる。

(完了)

第11条 研究担当者は、当該研究が完了したときは、受託研究完了報告書（別紙様式5）により校長に報告するものとする。

2 校長は、前項の報告を受けたときは、受託研究完了通知書（別紙様式6）により委託者及び契約担当役に通知するものとする。

(研究成果の公表)

第12条 校長は、受託研究の成果について、学会発表、論文投稿、インターネット掲載その他の対外発表を教職員等に行わせるときは、あらかじめ委託者の同意を得るものとする。

2 受託研究による研究の実施状況の公表については、前項に準じて取り扱うものとする。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、受託研究の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成17年2月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 阿南工業高等専門学校受託研究実施細則（平成16年4月1日細則第15号）は、廃止する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年1月16日から施行し、平成25年1月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成25年4月3日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和元年6月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年6月21日から施行する。

様式 1 （第 6 条関係）

受 託 研 究 申 込 書

年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

阿南工業高等専門学校受託研究取扱細則第 4 条に掲げる条件を遵守のうえ、第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり受託研究の申込みをします。

記

研 究 題 目			
研究目的及び内容			
研 究 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
研 究 担 当 者	研 究 者 氏 名	所属部局及び職名	役 割 分 担
	(研究代表者に＊印)		
研究に要する経費 (消費税及び地方消費税を含む)	直 接 経 費	円	
	間 接 経 費	円	
	受 託 料	円	
	合 計	円	
提供設備・物品等			
担 当 連 絡 先	所属・職		
	担当者氏名		
	TEL：E-mail		
そ の 他			

様式 2（第 6 条関係）

受託研究受入決定通知書

年 月 日

契約担当役
研究担当者 殿

阿南工業高等専門学校長

[公印省略]

年 月 日付けで申込みのありました下記の受託研究の受入れについて、決定
しましたので通知します。

おって、当該受託研究にかかる契約を締結いたします。

記

研究題目

様式 3（第 8 条関係）

中 止
受 託 研 究 承 認 申 請 書
期間延長

年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

研究担当者 所 属
職 名
氏 名

阿南工業高等専門学校受託研究取扱細則第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり

中 止
受託研究を、 したいので申請します。
期間延長

記

- 1 研究題目
- 2 委託者名
- 3 当初の研究期間
- 4 中止年月日又は期間延長後の研究期間
- 5 中止又は期間延長の理由
- 6 その他（経費その他を記載）

様式 4（第 8 条関係）

中 止
受 託 研 究 決 定 通 知 書
期間延長

年 月 日

委 託 者
契約担当役
研究担当者 殿

阿南工業高等専門学校長
[公印省略]

年 月 日付けで契約を締結しました受託研究について、下記のとおり

変更を決定しましたので通知します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究担当者
- 3 中止年月日又は期間延長後の研究期間
- 4 その他

※ この受託研究に関する変更契約を、本校の契約担当役と締結して下さい。

様式 5（第11条関係）

受 託 研 究 完 了 報 告 書

年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

研究担当者 所 属
職 名
氏 名

下記のとおり受託研究が完了しましたので報告します。

記

- 1 研究題目
- 2 委託者名
- 3 研究期間
- 4 研究の経過及び成果
- 5 研究に要した経費

様式 6（第11条関係）

受 託 研 究 完 了 通 知 書

年 月 日

委 託 者

契約担当役 殿

阿南工業高等専門学校長

[公印省略]

年 月 日付け受託研究契約にもとづき下記の研究が完了しましたので通知します。

- 1 研究題目
- 2 研究担当者
- 3 研究の成果
- 4 研究期間
- 5 研究に要した経費
- 6 その他参考となる事項